

自然科学研究機構分子科学研究所共同利用研究員受入要領

平成16年10月1日
分子科学研究所長決定

(趣旨)

- 第1** この要領は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所来訪研究員取扱規則(平成16年分研規則第25号)第2条の規定に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所(岡崎共通研究施設にあっては、分子科学研究所が緊密な連携及び協力を行う共通研究施設を含む。以下「研究所」という。)の、より一層の発展に寄与するために受け入れる共同利用研究員の取扱いについて、必要な事項を定める。
- 2 共同利用研究員の取扱いについては、研究所における別の定めがある場合を除き、この要領の定めるところによる。

(共同利用研究員の種類)

- 第2** 研究所に受け入れる共同利用研究員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 共同利用研究者
研究所の共同利用研究として、研究所の研究教育職員又は年俸制職員(特任教員)と共同して研究を行う者
 - 二 研究会参加者
研究所の設置目的に則した研究課題について研究所が主催する研究会に参加する者
 - 三 施設利用者
研究所の施設又は設備を利用する者
 - 四 所長招へい研究者
研究所の設置目的に則した研究課題について研究所長が招へいし研究・講演を行う者
 - 五 国際研究集会参加者
研究所の設置目的に則し、研究所の事業として行う独創的かつ開発的研究の促進を図るため研究所長が招へいした国内外の研究者による研究討論集会に参加する者

(共同利用研究員の資格)

- 第3** 共同利用研究員として研究所に受け入れることができる者は、大学その他の研究機関に所属する研究者又は研究所長がこれと同等の研究能力を有すると認める者とする。

(公募の原則)

- 第4** 共同利用研究員は、研究所が行う公募により受け入れることを原則とする。ただし、所長招へい研究者及び国際研究集会参加者については、この限りでない。

(研究の申込)

- 第5** 研究所で共同利用研究又は研究会を実施しようとする者は、研究所長に所定の申

込書を提出しなければならない。

2 施設利用を申し込もうとする者は、当該研究施設の長に所定の申込書を提出しなければならない。

(受入許可)

第6 共同利用研究者、研究会参加者の受入れは、分子科学研究所運営会議(以下「運営会議」という。)で協議の上、研究所長が許可する。ただし、研究所長が緊急に受け入れる必要があると認めるときは、この限りでない。この場合において、研究所長は、受入れ後、運営会議にその旨を報告しなければならない。

2 施設利用者の受入れについては、当該研究施設の長が許可する。研究施設長は受入れを許可したときは、研究所長にその旨を報告しなければならない。

(受入期間)

第7 共同利用研究員の受入期間は、1年以内とし、受入れの許可された日の属する当該年度を超えることはできない。

(知的財産権の取扱)

第8 共同利用研究員が共同利用において行った研究成果による発明等に係る知的財産権(「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいう。)の取扱いは、共同利用研究員と研究所との間に別段の合意がある場合を除き、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程(平成16年自機規程第12号)に定めるところによる。

(研究報告)

第9 共同利用研究員(複数の場合は、その代表者)は、共同利用が終了したときは、所定の期間内に研究報告書を研究所長に提出しなければならない。ただし、所長招へい研究者及び国際研究集会参加者については、この限りでない。

2 施設利用者にとっては、許可を受けた研究施設の長に提出するものとする。

(規程等の遵守)

第10 共同利用研究員は、自然科学研究機構が定める規程等、関係法令及び指示を遵守しなければならない。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、共同利用研究員の受入れに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。